

岩手県報

第10542号

平成18年3月24日

金曜日

毎週火・金曜日2回発行

目次

告示

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
..... (地域企画室) 1
- 管理美容師資格認定講習会の指定..... (環境保全課) 2
- 管理理容師資格認定講習会の指定..... (//) 2
- 救急病院等を定める省令の規定による救急病院
..... (医療国保課) 2
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担
当させる機関の指定(森眼科クリニックほか)
..... (地域福祉課) 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止(山形
村国民健康保険診療所)..... (//) 2
- 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の
指定..... (長寿社会課) 2
- 介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の
指定の辞退..... (//) 3
- 貸金業者の業務の停止..... (産業振興課) 3
- 県営土地改良事業計画の決定(豊沢川地区)(農村計画課) 3
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定... (農村建設課) 3
- 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定による
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指
定の変更..... (緑化推進課) 4
- 保安林の指定の解除..... (森林保全課) 4
- 基本測量の実施の終了..... (建設技術振興課) 4
- 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命
令..... (//) 4
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の
公表..... (河川課) 5
- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の
公表..... (//) 5
- 土砂災害警戒区域等の指定..... (砂防災害課) 5
- 開発行為に関する工事の完了..... (都市計画課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (下水環境課) 7

- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定の
一部改正..... (建築住宅課) 7
- 指定金融機関及び収納代理金融機関の指定の一部改
正..... (出納課) 7
- 盛岡地方振興局長告示
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス
事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... 9
- 花巻地方振興局長告示
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援
事業所の廃止..... 9
- 土地改良区役員の就任(猿ヶ石北部土地改良区)..... 9
- 北上地方振興局長告示
- 生産事業者の登録の失効..... 9
- 水沢地方振興局長告示
- 土地区画整理組合の理事の住所の変更の届出..... 10
- 一関地方振興局長告示
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス
事業所の廃止..... 10
- 千厩地方振興局長告示
- 土地改良区役員の退任(千厩土地改良区)..... 10
- 換地計画変更認可申請の適当の決定(要害地区)..... 10
- 二戸地方振興局長告示
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の
指定..... 10
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス
事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... 11
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の
指定..... 11
- 介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援
事業所の指定に係る事業所の所在地の変更..... 11
- 久慈地方振興局長告示
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 11
- 特定調達公告
- 一般競争入札の公告
(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室(二戸駐在)) 11
- 随意契約の相手方の決定..... (出納局総務課) 13
- 落札者の決定..... (//) 13

告示

岩手県告示第368号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の
規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請
があった。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成18年3月8日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地
ア 名称 特定非営利活動法人いわてサービス評価ビューロ
ー
イ 代表者の氏名 横山久子
ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市長田町2番21号松本ビル
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、福祉サービス、介護

サービスを受けるすべての利用者に対して、第三者の立場から社会福祉事業による福祉サービスおよび介護サービスを公正・中立に調査・評価を行い、利用者の適切な選択に資すると共に福祉サービス、介護サービスの質的向上に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成18年 3月 8日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人翔くつばさネット
 - イ 代表者の氏名 近藤英一
 - ウ 主たる事務所の所在地 紫波郡紫波町上平沢字川原12番地2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援に関する諸事業を行うと共に、就労を目的とした人材の育成に務める。また、人に優しい地域支援の創造に努め、共生社会における福祉ネットワークづくりを目的とする。

岩手県告示第369号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 講習期日 平成18年 6月 5日、6月12日及び6.月19日
- 3 講習会場
 - (1) 名称 いわて県民情報交流センター
 - (2) 所在地 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 4 受講料 1人 14,000円

岩手県告示第370号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 講習会期日 平成18年 6月 5日、6月12日及び6月19日
- 3 講習会場
 - (1) 名称 いわて県民情報交流センター

岩手県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

| 介護保険事業所番号 | 施設 の 名 称 | 施設の開設の場所 | 開設者の名称又は氏名 | 指定年月日 |
|------------|-----------------|--------------------|------------|-------------|
| 0313110157 | 種市町国民健康保険種市病院 | 九戸郡洋野町種市第23地割27番地2 | 洋野町 | 平成18年 1月 1日 |
| 0311310262 | 二戸市国民健康保険浄法寺診療所 | 二戸市浄法寺町小池6番1号 | 二戸市 | 平成18年 1月 1日 |

- (2) 所在地 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 4 受講料 1人 14,000円

岩手県告示第371号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

| 病院の名称 | 所 在 地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|---------------|------------------|-----------------|
| 高松病院 | 盛岡市館向町4番8号 | 平成21年 3月 16日 |
| 医療法人友愛会盛岡友愛病院 | 盛岡市永井12地割10番地 | 平成21年 3月 16日 |
| 岩手県立一戸病院 | 二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1 | 平成21年 3月 31日 |

岩手県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------|---------------------|--------------|
| 森眼科クリニック | 盛岡市盛岡駅前通13番8号鳴海ビル2階 | 平成18年 3月 16日 |
| 久慈市国民健康保険山形診療所 | 久慈市山形町川井第9地割44番地8 | 平成18年 3月 6日 |
| 有限会社やえがし調剤薬局 | 一関市滝沢字宮田124番1 | 平成18年 3月 16日 |

岩手県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。
平成18年 3月24日
岩手県知事 増 田 寛 也

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------------|------------------|-------------|
| 山形村国民健康保険診療所 | 山形村大字川井第9地割44番地8 | 平成18年 3月 5日 |

岩手県告示第375号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

| 介護保険事業所番号 | 施設 の 名 称 | 施設 の 所 在 地 | 指定の辞退の効力の発生年月日 |
|------------|---------------|-------------------|----------------|
| 0313110157 | 種市町国民健康保険種市病院 | 九戸郡種市町第23地割27番地2 | 平成17年12月31日 |
| 0313210122 | 浄法寺町国民健康保険診療所 | 二戸郡浄法寺町浄法寺字小池6番1号 | 平成17年12月31日 |

岩手県告示第376号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

1(1) 被処分者の名称等

ア 名称 田口物産

イ 氏名(代表者の氏名) 田口 四三二

ウ 主たる営業所等の所在地 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口60番地20

(2) 処分年月日 平成18年3月14日

(3) 処分の内容 平成18年3月14日から平成19年3月13日までの1年間、業務停止(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)とする。

ただし、業務停止期間内に、貸金業の規制等に関する法律第24条の7第5項及び第8項に定める要件を満たした場合は、当該処分を解除する。

2(1) 被処分者の名称等

ア 名称 成美商事

イ 氏名(代表者の氏名) 館澤 誠

ウ 主たる営業所等の所在地 岩手県紫波郡紫波町中島字前郷6番地15

(2) 処分年月日 平成18年3月14日

(3) 処分の内容 平成18年3月14日から平成19年3月13日までの1年間、業務停止(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)とする。

ただし、業務停止期間内に、貸金業の規制等に関する法律第24条の7第5項及び第8項に定める要件を満たした場合は、当該処分を解除する。

3(1) 被処分者の名称等

ア 名称 藤商事

イ 氏名(代表者の氏名) 藤野 信

ウ 主たる営業所等の所在地 岩手県一関市字鳴神15番地4

(2) 処分年月日 平成18年3月14日

(3) 処分の内容 平成18年3月14日から平成19年3月13日までの1年間、業務停止(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)とする。

ただし、業務停止期間内に、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第24条の7第1項、第5項及び第8項に定める要件を満たした場合は、当該処分を解除する。

岩手県告示第377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、

次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成18年3月28日から同年4月24日まで関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

| 地 区 名 | 縦 覧 書 類 | 縦 覧 場 所 |
|-------|----------------|--------------|
| 豊沢川 | 当該土地改良事業計画書の写し | 花巻市役所及び北上市役所 |

岩手県告示第378号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営金流川沿岸地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

| 所 在 地 | 番 地 | 地 目 | 用 途 | 地 積 | 特に減じる地積 |
|--------------|-------|-----|-----|----------------|----------------|
| | | | | m ² | m ² |
| 一関市花泉町花泉字谷田 | 55番 | 田 | 田 | 220 | 6 |
| 〃 | 67番 | 〃 | 〃 | 214 | 6 |
| 〃 | 68番 | 〃 | 〃 | 475 | 14 |
| 〃 | 70番 | 〃 | 〃 | 1,055 | 32 |
| 〃 | 71番 | 〃 | 〃 | 1,003 | 30 |
| 〃 | 72番 | 〃 | 〃 | 855 | 26 |
| 〃 | 131番 | 〃 | 〃 | 1,996 | 60 |
| 〃 | 134番 | 〃 | 〃 | 937 | 28 |
| 〃 | 136番 | 〃 | 〃 | 985 | 30 |
| 〃 | 137番 | 〃 | 〃 | 954 | 29 |
| 一関市花泉町老松字佐野下 | 42番 | 〃 | 〃 | 997 | 30 |
| 〃 | 107番1 | 〃 | 〃 | 627 | 19 |
| 一関市花泉町老松字寺田 | 30番 | 〃 | 〃 | 1,688 | 50 |
| 〃 | 207番 | 〃 | 〃 | 335 | 10 |
| 〃 | 253番2 | 〃 | 〃 | 301 | 9 |
| 〃 | 341番 | 〃 | 〃 | 507 | 15 |
| 〃 | 347番 | 〃 | 〃 | 318 | 10 |
| 一関市花泉町老松字水沢 | 58番1 | 〃 | 〃 | 929 | 28 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|------|---|---|-------|----|---|------|---|---|-------|----|
| 〃 | 59番1 | 〃 | 〃 | 331 | 10 | 〃 | 93番2 | 〃 | 〃 | 552 | 17 |
| 〃 | 61番1 | 〃 | 〃 | 598 | 18 | 一関市花泉町涌 津字矢ノ目 | 31番2 | 〃 | 〃 | 394 | 12 |
| 〃 | 61番2 | 〃 | 〃 | 147 | 4 | 〃 | 33番 | 〃 | 〃 | 537 | 16 |
| 〃 | 62番1 | 〃 | 〃 | 537 | 16 | 一関市花泉町涌 津字北角野 | 124番 | 〃 | 〃 | 1,013 | 30 |
| 〃 | 62番2 | 〃 | 〃 | 173 | 5 | 〃 | 125番 | 〃 | 〃 | 993 | 30 |
| 〃 | 63番1 | 〃 | 〃 | 537 | 16 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 63番2 | 〃 | 〃 | 191 | 6 | 岩手県告示第379号 | | | | | |
| 〃 | 64番1 | 〃 | 〃 | 522 | 16 | 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定(平成17年岩手県告示第240号)を別紙のとおり変更した。 | | | | | |
| 〃 | 64番2 | 〃 | 〃 | 202 | 6 | なお、「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部緑化推進課及び関係地方振興局並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。 | | | | | |
| 〃 | 65番1 | 〃 | 〃 | 526 | 16 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 65番2 | 〃 | 〃 | 213 | 6 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 66番1 | 〃 | 〃 | 501 | 15 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 66番2 | 〃 | 〃 | 216 | 6 | 岩手県告示第380号 | | | | | |
| 〃 | 67番1 | 〃 | 〃 | 506 | 15 | 森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 | | | | | |
| 〃 | 67番2 | 〃 | 〃 | 230 | 7 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 68番1 | 〃 | 〃 | 499 | 15 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 68番2 | 〃 | 〃 | 239 | 7 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 69番1 | 〃 | 〃 | 490 | 15 | 岩手県告示第381号 | | | | | |
| 〃 | 69番2 | 〃 | 〃 | 239 | 7 | 測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量の実施(平成17年岩手県告示第483号)で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。 | | | | | |
| 〃 | 70番1 | 〃 | 〃 | 468 | 14 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 70番2 | 〃 | 〃 | 237 | 7 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 71番1 | 〃 | 〃 | 477 | 14 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 71番2 | 〃 | 〃 | 255 | 8 | 岩手県告示第382号 | | | | | |
| 〃 | 72番1 | 〃 | 〃 | 448 | 13 | 測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量の実施(平成17年岩手県告示第595号)で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。 | | | | | |
| 〃 | 72番2 | 〃 | 〃 | 253 | 8 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 75番1 | 〃 | 〃 | 412 | 12 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 75番4 | 〃 | 〃 | 41 | 1 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 76番1 | 〃 | 〃 | 383 | 11 | 岩手県告示第383号 | | | | | |
| 〃 | 76番4 | 〃 | 〃 | 219 | 7 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 77番1 | 〃 | 〃 | 347 | 10 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 77番2 | 〃 | 〃 | 201 | 6 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 78番1 | 〃 | 〃 | 262 | 8 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 78番2 | 〃 | 〃 | 188 | 6 | 岩手県告示第383号 | | | | | |
| 〃 | 98番1 | 〃 | 〃 | 412 | 12 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 115番 | 〃 | 〃 | 347 | 10 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 119番 | 〃 | 〃 | 996 | 30 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 120番 | 〃 | 〃 | 1,005 | 30 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 121番 | 〃 | 〃 | 1,004 | 30 | 岩手県告示第383号 | | | | | |
| 〃 | 122番 | 〃 | 〃 | 999 | 30 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 123番 | 〃 | 〃 | 955 | 29 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 129番 | 〃 | 〃 | 765 | 23 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 130番 | 〃 | 〃 | 979 | 29 | ~~~~~ | | | | | |
| 〃 | 131番 | 〃 | 〃 | 975 | 29 | 岩手県告示第383号 | | | | | |
| 〃 | 132番 | 〃 | 〃 | 1,006 | 30 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 133番 | 〃 | 〃 | 942 | 28 | 平成18年3月24日 | | | | | |
| 〃 | 134番 | 〃 | 〃 | 1,003 | 30 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 135番 | 〃 | 〃 | 997 | 30 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 136番 | 〃 | 〃 | 797 | 24 | 平成18年3月16日 | | | | | |
| 〃 | 137番 | 〃 | 〃 | 397 | 12 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 138番 | 〃 | 〃 | 1,717 | 52 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |
| 〃 | 140番 | 〃 | 〃 | 1,296 | 39 | 平成18年3月16日 | | | | | |
| 一関市花泉町涌 津字五輪堂 | 86番 | 〃 | 〃 | 507 | 15 | 岩手県知事 増田 寛也 | | | | | |
| 〃 | 87番 | 〃 | 〃 | 526 | 16 | 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 | | | | | |

(2) 期間 平成18年3月26日から同年4月9日までの15日間
 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、平成16年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請において、既に退職している技術職員を技術職員名簿に記載し経営事項審査を受けており、このことが、法第28条第1項第2号に該当する。

岩手県告示第384号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、並びに当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 水系名 閉伊川
- 2 河川名 閉伊川

岩手県告示第385号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、並びに当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 水系名 津軽石川
- 2 河川名 津軽石川

岩手県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 区域名 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|----------------------|---------------------|--|
| 愛宕下 | 陸前高田市気仙町(別紙図面のとおりに。) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおりに。 |
| 愛宕下-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 愛宕下-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 荒川 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 荒川-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 町裏 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 町裏-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 神崎 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 神崎-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中井-10 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中井-11 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中井-12 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 荒川沢 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 荒川沢-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中ヶ谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中ヶ谷-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 内野 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三本松-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 三本松-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 丑沢 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 丑沢-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 田の浜-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 田の浜-2 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 田の浜-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 田の浜-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 湊-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 湊-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 湊-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 湊-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-6 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-7 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-8 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-9 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-10 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-11 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-12 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-13 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上長部-14 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-6 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牧田-7 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 川口-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 川口-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 月山 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 水上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 水上-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-5 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-6 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | |
|------|---|---|---|
| 双六-7 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 双六-8 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 二日市 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 福伏 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 福伏-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 要谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 要谷-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 要谷-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 要谷-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷-1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷-2 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷-3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷-4 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 古谷-5 | 〃 | 〃 | 〃 |

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び大船渡地方振興局土木部並びに陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田寛也

- 開発区域に含まれる地域の名称 花巻市東宮野目第9地割1番3、39番、40番、41番、42番、52番2、53番1、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番、61番、62番1、62番2、63番、64番1、65番1、66番1、67番1、68番1、69番1、70番1、71番1、72番1、73番1、141番の一部、146番の一部、151番の一部、167番の一部及び168番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称 新潟県新潟市清水4501番地1号 株式会社コメリ

岩手県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田寛也

- 施行者の名称 北上市
- 都市計画事業の種類及び名称 昭和46年岩手県告示第1485号 北上都市計画下水道事業北上特定公共下水道
- 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし
- 事業施行期間 昭和46年10月22日から平成25年3月31日まで

岩手県告示第389号

建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定（平成12年岩手県告示第361号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田寛也

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 3 業務区域 <u>盛岡市、花巻市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡</u> | 3 業務区域 <u>県内全域</u> |
| 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <u>盛岡市上ノ橋町1番50号</u> | 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <u>盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号</u> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第390号

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田寛也

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|----------------|-----|------|-------------|----------------|-----|---|-------------|
| 2 収納代理金融機関 | | | | 2 収納代理金融機関 | | | |
| 指定した金融機関 | | | 取扱事務 の範囲 | 指定した金融機関 | | | 取扱事務 の範囲 |
| 名 称 | 位 置 | 取扱店舗 | | 名 称 | 位 置 | 取扱店舗 | |
| [略] | | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] |
| 株式会社秋田銀行 | | 盛岡支店 | | 株式会社秋田銀行 | | 本店、支店及び出張所（県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。） | |
| 株式会社青森銀行 | | 盛岡支店 | | 株式会社青森銀行 | | 本店、支店及び出張所（県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。） | |
| [略] | | [略] | | [略] | | [略] | |
| 株式会社みちのく銀行 | [略] | 県内支店 | | 株式会社みちのく銀行 | | 本店、支店及び出張所（県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。） | |
| [略] | | [略] | | [略] | | [略] | |
| 東北労働金庫 | | 県内支店 | | 東北労働金庫 | | 本店、支店及び出張所（県外の取扱店舗にあつては、マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。） | |
| 岩手県信用漁業協同組合連合会 | | [略] | | 岩手県信用漁業協同組合連合会 | | [略] | |
| 盛岡市農業協同組合 | [略] | | 盛岡市農業協同組合 | [略] | | | |
| [略] | | | [略] | | | | |
| | | | | 日本郵政公社 | 東京都 | 国内の郵便局（マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。） | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第18号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成18年 3月24日

盛岡地方振興局長 千 葉 英 寛

訪問介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|----------------------------|----------------|------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 0370100646 | 株式会社コムスン盛岡南ケアセンタ | 盛岡市南仙北一丁目18番6号(株)広田薬品南仙北ビル | 盛岡市南仙北一丁目18番6号 | 平成17年10月1日 |

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第14号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年 3月24日

花巻地方振興局長 村 井 研 二

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|---------------------|-----------|------------|
| 0370500415 | アイリス花巻中央指定居宅介護支援事業所 | 花巻市東町1番5号 | 平成18年3月10日 |

花巻地方振興局長告示第15号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区(花巻市)から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成18年 3月24日

花巻地方振興局長 村 井 研 二

理事

大 石 満 雄 花巻市大畑第1地割41番地4

北上地方振興局長告示

北上地方振興局長告示第12号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年 3月24日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称及び所在地 | 生産事業の廃止年月日 |
|------|-------------------------|---------|----|-------|------------|-----------------|------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | | |
| | | 採取 | 精選 | 幼苗の育成 | 幼苗以外の苗木の育成 | | |
| 岩手北9 | 高橋岩男 北上市上江釣子19地割47番地 | | | ○ | ○ | 高橋岩男 北上市上江釣子 | 平成18年3月15日 |

水沢地方振興局長告示

水沢地方振興局長告示第7号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、水沢市桜屋敷地区（第2期）土地区画整理組合から理事の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月24日

水沢地方振興局長 川 邊 賢 治

| 氏 名 | 住 所 | |
|---------|-------------|----------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 堀 籠 誠 一 | 水沢市字袖谷地35番地 | 奥州市水沢区字袖谷地35番地 |

| | | |
|---------|------------------|------------------|
| 吉 田 貢 | 水沢市字福原54番地 | 奥州市水沢区字福原54番地 |
| 千 葉 幸 悦 | 水沢市字桜屋敷45番地 | 奥州市水沢区字桜屋敷45番地 |
| 千 葉 衛 | 水沢市字桜屋敷65番地5 | 奥州市水沢区字桜屋敷65番地5 |
| 渡 邊 梅 子 | 胆沢郡胆沢町小山字道場63番地2 | 奥州市胆沢区小山字道場63番地2 |
| 中 井 慶 | 水沢市字川端37番地8 | 奥州市水沢区字川端37番地8 |
| 小野寺 一 男 | 水沢市佐倉河字田子谷5番地 | 奥州市水沢区佐倉河字田子谷5番地 |

一関地方振興局長告示

一関地方振興局長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年3月24日

一関地方振興局長 藤 尾 善 一

通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------------|------------|-----------|
| 0370900409 | ゼネラルケアデイサービスセンター | 一関市田村町3番5号 | 平成18年3月1日 |

千厩地方振興局長告示

千厩地方振興局長告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、千厩土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成18年3月24日

千厩地方振興局長 沖 正 博

理事

菅 原 二 朗 一関市千厩町磐清水字新山92番地

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第53条の4第2項において準用する法第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良区の換地計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第4項において準用する法第8条第6項の規定により、平成18年3月28日から同年4月24日まで関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月24日

千厩地方振興局長 沖 正 博

| 土地改良区名（所在地） | 地区名 | 縦覧書類 | 縦覧場所 |
|------------------|------|-----------------|-------|
| 藤沢土地改良区（東磐井郡藤沢町） | 要害地区 | 当該決定に係る換地計画書の写し | 藤沢町役場 |

千厩地方振興局長告示第8号

二戸地方振興局長告示

二戸地方振興局長告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月24日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

福祉用具貸与

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 指定年月日 |
|-----------|--------|---------|--------|-------|
|-----------|--------|---------|--------|-------|

| | | | | |
|------------|-------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 0373200377 | デイサービスセンターにこトピア一戸 | 二戸郡一戸町高善寺字野田48番地14 | 株式会社 サンメディックス | 平成18年 3月13日 |
|------------|-------------------|--------------------|---------------|----------------|

二戸地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月24日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

福祉用具貸与

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|------------|----------------|--------------------|--------------------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 0371300351 | シルバーレンタルサービス一戸 | 二戸郡一戸町高善寺字野田56番地18 | 二戸郡一戸町高善寺字野田48番地14 | 平成18年 3月1日 |

二戸地方振興局長告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月24日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

福祉用具貸与

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称 | 指定年月日 |
|------------|------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 0373200369 | 居宅介護支援事業所にこトピア一戸 | 二戸郡一戸町高善寺字野田56番地18 | 株式会社 サンメディックス | 平成18年 2月13日 |
| 0371300294 | いつつ星会居宅介護支援事業所 | 二戸市仁左平字横手6番1号 | 社会福祉法人いつつ星会 | 平成18年 3月1日 |

二戸地方振興局長告示第9号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月24日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 0373200369 | 居宅介護支援事業所にこトピア一戸 | 二戸郡一戸町高善寺字野田56番地18 | 二戸郡一戸町高善寺字野田48番地14 | 平成18年 3月1日 |

久慈地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成18年3月24日

久慈地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

- ア 宮城建設株式会社
- イ 株式会社サンデー
- ウ 株式会社ユニバース
- エ 株式会社デンコードー
- オ 株式会社薬王堂

カ トヨタカローラ岩手株式会社

キ 有限会社八戸メガネセンター

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 久慈ショッピングセンター 久慈市長内町第33地割11番1ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成17年11月9日

(5) 変更の理由 設置者及び小売業者の変更

2 届出年月日 平成18年3月8日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成18年3月24日

岩手県知事 増田 寛也

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

ア 岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)運搬①業務 特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)(以下「A地区汚泥」という。) 約14,000tのうち約2,800t

イ 岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)運搬②業務 A地区汚泥 約14,000tのうち約2,800t

ウ 岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)運搬③業務 A地区汚泥 約14,000tのうち約2,800t

エ 岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)運搬④業務 A地区汚泥 約14,000tのうち約2,800t

オ 岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物(A地区汚泥)運搬⑤業務 A地区汚泥 約14,000tのうち約2,800t

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成18年4月20日から同年7月28日まで

(4) 履行場所 岩手・青森県境不法投棄現場(二戸市)から太平洋セメント株式会社大船渡工場(大船渡市)までの間

(5) 入札方法 (1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は1t当たりの単価で記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項の規定に基づく岩手県知事の許可において、汚泥(鉛又はその化合物並びにジクロロメタンを含むことにより有害なもの)がその事業の範囲に含まれていること。

(3) 当業務に使用する車両及び運搬容器が、入札説明書で示す仕様書に規定する保有数及び仕様に適合すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡52 二戸地方振興局保健福祉環境部内 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室二戸駐在 電話番号0195-23-9206内線236、237(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法 平成18年3月24日から同年4月12日までの岩手県の休日に関する条例(平成元年

岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの(1)の場所での交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成18年4月13日午前9時二戸地区合同庁舎4階入札室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成18年4月12日午後5時までに(1)の場所に到達するように送付すること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 入札参加者は、金630,000円を二戸地方振興局企画総務部出納員に納付しなければならない。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全額又は一部を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を平成18年4月7日午後5時までの休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに3(1)の場所に持参の上、1部を提出しなければならない。(申請書を郵送する方法により提出しようとする場合は、書留郵便により、平成18年4月7日午後5時までに3(1)の場所に到達するように送付すること。)

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:
To transport of the Specially Controlled Industrial Waste dumped illegally, from Ninohe City to Ofunato City.
Quantity of the Waste: about 2,800 tons
Number of tenders: 5

(2) Time-limit for the submission forms and relevant documents for the qualification:
5:00 p.m., 7, April, 2006 (Tenders submitted by mail must arrive by 5:00 p.m. 7, April, 2006)

(3) Time-limit of tender:
9:00 a.m., 13, April, 2006 (Tenders submitted by mail must arrive by 5:00 p.m. 12, April, 2006)

(4) Contact point for the notice:
Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 52 Niwatari, Ishikiridokoro, Ninohe-shi, Iwate 028-6103,

JAPAN TEL 0195-23-9206 Ext.236,237

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成18年3月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 APR形警察移動通信システム 受令機 138台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県出納局総務課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年1月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 パナソニックSSエンジニアリング株式会社 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目6番54号
- 5 随意契約に係る契約金額 15,967,350円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成18年3月24日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 APR形警察移動通信システム 四輪車載用移動無線機 99台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県出納局総務課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 落札者を決定した日 平成18年1月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- 5 落札金額 35,280,630円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成17年12月2日

岩手県報 第10542号
平成18年3月24日 印刷
平成18年3月24日 発行
発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社